

ボランティア行事用保険

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



地域福祉活動やボランティア活動の さまざまな行事における

- ◎主催者や参加者のケガ
 - ◎主催者の賠償責任（主催者責任）
- を補償します



・平成26年度から、Bプラン（宿泊を伴う行事）の保険料が変更になりました。
・平成26年度から、ケガの補償について補償内容の改定を行っています。本パンフレット本文記載内容を必ずご確認ください。

社会福祉
法人 **全国社会福祉協議会**

〔本制度の契約形態〕

本制度は、ボランティア行事を実施する主催者ならびにその行事の参加者を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体*

*登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。

被保険者（保険の補償を受けられる方）

ケガの補償 …行事参加者（主催者（個人）を含みます。）

賠償責任の補償 …行事主催者および共催者（参加者の実習を伴う行事の場合、行事参加者個人の实習中の損害賠償責任も補償します。）

対象となる行事

地域福祉活動*やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事

* 地域福祉活動とは、地域住民や関係団体、ボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会における福祉の問題に対し、また地域の福祉を高めるために取り組む活動です。

※1. 行政が主催する行事については、社会福祉協議会が共催・後援などの関連がないと対象になりません。

※2. 学校からの加入申込みの場合、先生、生徒を対象とした学校管理下(クラブ活動・課外指導中などを含みます。)にある行事は対象になりません。

※3. 不特定多数の参加者が見込まれるために参加者が否かを特定できない行事は対象になりません。

例)パレードにおいて沿道で観覧する不特定の方を対象とするような場合

ただし、パレードのスタッフ、参加者などあらかじめ特定できる方のみを対象とする場合は、この限りではありません。

※4. グループや団体の構成員のみで行う組織活動(総会など)や親睦行事は対象になりません。

補償期間（保険期間）

行事開催期間（加入手続完了日の翌日午前0時以降の行事開催日から補償されます。）

補償金額（保険金額）

Aプラン・Bプランとも（Aプランは熱中症補償付）

		保険金の種類	補償内容	
ケガの補償	参加者本人のケガ	死亡保険金	500万円	
		後遺障害保険金	500万円（限度額）	
		入院保険金日額	3,500円	
		手術 保険金	入院中の手術	35,000円
			外来の手術	17,500円
		通院保険金日額	2,200円	
賠償責任	対人事故	1名・1事故 2億円（限度額）*3		
	対物事故	1事故 1,000万円（限度額）*3		

保険料（1名あたり）

Aプラン(宿泊を伴わない行事)、Bプラン(宿泊を伴う行事)の2プランがあります。

Aプラン*1 (宿泊を伴わない行事)			
A1 行事		A2 行事	
1日 28円 (最低保険料 560円) (最低加入人数 20名)		1日 126円 (最低保険料 2,520円) (最低加入人数 20名)	
Bプラン*2 (宿泊を伴う行事)			
1泊2日(2日間)	224円	4泊5日(5日間)	331円
2泊3日(3日間)	275円	5泊6日(6日間)	336円
3泊4日(4日間)	280円	6泊7日(7日間)	341円

◎行事開催地への往復途上のケガも補償の対象となります。賠償責任の補償は主催者責任が問われた場合のみ往復途上の事故も対象となります。

◎登録研修機関がたんの吸引や経管栄養の実地研修を行った際の事故による損害賠償責任については、研修主催者はもちろん、研修参加者も補償の対象となります。

※ケガの補償の保険金は、健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

※死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。

※ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

*1 Aプランにおける区分は、開催する行事の内容によって異なりますので行事区分表をご覧ください。

*2 Bプランの行事で上記以外の日程につきましては、別途お問い合わせください。

*3 賠償責任の補償の限度額は、補償の対象となるリスクの種類（施設・業務遂行リスク*4、製造物・完成（引渡）作業リスク*5、受託物リスク*6）ごとに適用されます。

*4 行事主催者および共催者が当該行事のために所有、使用または管理する施設や、行事主催者および共催者の行事の遂行が原因となるリスクをいい、参加者の実習を伴う行事の場合、行事参加者個人の实習中のリスクを含みます。（次の*5、*6で補償対象となるリスクを除きます。）

*5 行事主催者および共催者が製造、販売または供給した製品・商品などや行事主催者および共催者が引き渡した作業が原因となるリスクをいいます。

*6 他人の物（(1) 行事主催者および共催者が借用している財物、(2) 作業（修理や清掃など）に使用される材料、部品、装置、設備など、(3) 行事主催者および共催者が販売、保管または運送を目的として受託した財物、(4) 行事主催者および共催者が行う作業の対象物のうち、行事主催者および共催者の施設内にある財物）をこわしたり、盗まれたことが原因となるリスクをいいます。

お支払いする保険金の内容

	保険金の種類	補償内容	
ケガの補償	死亡保険金	行事*1中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。	
	後遺障害保険金	行事*1中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%*2をお支払いします。 *2 既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。	
	入院保険金	行事*1中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、180日を限度として、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。	
	手術保険金	行事*1中の偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、(1)のいずれかの手術を受けられた場合、(2)によって算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 (1) 対象となる手術 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（一部の軽微な手術を除きます。）など (2) お支払いする手術保険金の額 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①入院中に受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)</td> <td>②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</td> </tr> </table> <p>お支払いの対象となる手術のさらに詳しい内容を日本興亜損保(注)のホームページ(http://www.nipponkowa.co.jp)に掲載しておりますので、ご覧ください。</p>	①入院中に受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)
①入院中に受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)	②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)		
通院保険金	行事*1中の偶然な事故によってケガをされ通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、じんたいそんしょう(脊髄、肋骨、胸骨、長管骨など)を固定するために医師の指示によりギブスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院</td> </tr> </table> <p>【ご注意】 通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。</p>	薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院	
薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院			
賠償責任の補償	①損害賠償金	損害賠償請求権者(被害者)に対して支払った損害賠償金。賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。示談される際は、日本興亜損保の承認が必要です。	
	②損害防止費用*3	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のための費用のうち、必要または有益であった費用です。	
	③権利保全費用*3	第三者に対して損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全、行使に必要な手続きをするための費用です。	
	④争訟費用*3	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟・仲裁・和解・調停費用、弁護士報酬などです。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。	
	⑤協力費用*3	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために要した費用のうち、直接支出した費用です。	
	⑥初期対応費用*3	事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片付け費用など)です。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の承認が必要です。(補償期間を通じて500万円限度。ただし、事故原因調査費用は1事故30万円限度)	
	⑦争訟対応費用*3	損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用などです。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。(補償期間を通じて1,000万円限度)	

*1 左ページ「対象となる行事」をご覧ください。

*3 結果的に損害賠償責任が発生しない場合でもお支払いします。

保険金をお支払いできない主な例

【共通事項】

- 保険の対象となる行事以外で発生した事故
- 地震・噴火・津波に起因する事故
- 戦争・暴動・労働争議・核燃料物質の有害な特性などによる事故
- 日本国外における事故

【ケガの補償】

- 故意または重大な過失による事故
- 急激・偶然・外来性のない事故
- 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- 無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間の事故
- 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの

【賠償責任の補償】

- 故意による事故
- 故意または重大な過失により法令に違反した製造物・作業による事故
- 加入者本人の持ち物の事故
- 自動車、車両(原動力がもっぱら人力によるものを除きます。)、船舶、航空機、銃器などに起因する事故
- 洪水に起因する事故
- 同居の親族に対する事故
- 医療行為(診察・治療・看護・疾病予防など)に起因する事故。ただし、介護職員等または喀痰吸引等研修受講者が行った特定行為による事故はこの限りではありません。
- 医薬品などの調剤、授与などに起因する事故
- あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師・理学療法士・作業療法士などがその資格に基づいて行う施術に起因する事故。
- 建築士・測量士などがその資格に基づいて行う業務に起因する事故
- 弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士などがその資格に基づいて行う業務に起因する事故

※自動車による事故は、行事参加者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。(自動車保険での補償となります。)

※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。

保険金をお支払いする主な例

〔ケガの補償〕

- ふれあい広場の会場で参加者が転んでケガをし通院した。
- ハイキングで引率のボランティアや参加者がケガをし通院した。
- 行事中に出た弁当が原因で食中毒(O-157)になり入院した。
- 行事終了後の帰宅途中に交通事故にあい参加者が亡くなられた。
- 行事参加者が熱中症になり入院した。(Aプランのみ補償します。)

〔賠償責任の補償〕

(対人事故)

- 運動会会場の設営の不備で入場者にケガをさせてしまった。(施設・業務遂行リスク)
 - 行事開催中、火災が発生し誘導ミスで参加者を死亡させてしまった。(施設・業務遂行リスク)
 - キャンプで主催者の責任により食中毒が発生した。(製造物・完成(引渡)作業リスク)
 - ヘルパー養成講習会の参加者が実習中、お年寄りにケガをさせた。(施設・業務遂行リスク)
- ### (対物事故)
- 研修会で主催者がクロークで預かった参加者の持ち物を紛失してしまった。(受託物リスク)

行事区分表

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事が対象です。

Aプラン (宿泊を伴わない行事)			
	A1行事	A2行事	対象にならない行事
あ行	空カン拾い、歩こう会、慰安会、囲碁、いも掘り、いも煮会、慰問(人形劇・歌程度)、映画観賞、遠足、大縄跳び、お神楽、お茶会、お花見、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、音楽鑑賞	アイススケート、アスレチック(アスレチック場で総合的に行うもの)、一輪車、運動会、鶴飼体験、エアドーム・エアーマット(風船の中で飛び跳ねる、トランポリンのようなもの)、駅伝	オリエンテーリング(自動車によるもの)、いかだ下り、岩のぼり、枝はらい、大風あげ
か行	講習会、研修会、会議、会合、海水浴、街頭募金、草むしり(鎌を使用する程度)、クリスマス会、ゲートボール、健康増進教室(体力テスト、血圧測定程度)、工作(子ども対象程度)、ゴルフ、コンサート	キックベースボール、キャンプ、キャンプファイヤー、競歩、車いすバスケットボール、剣道、子供祭り(紙のみこしかつぎ)	化学実験、カヌー、競漕、川下り(観光用のライン下り以外)、義勇消防団の訓練、草むしり(草刈機など電動器具を使用する場合)、クルーザー遊覧、交通指導・補導員契約、硬式野球
さ行	施設見学会、食事会、潮干狩り、自然観察、柔軟体操、植物採集、除草(鎌を使用する程度)、森林浴、水泳、スノーボード、清掃(海岸、公園、河川など)、ソフトボール、植樹祭(公園で行う程度)	サイクリング、魚釣り(船を使用するものを除く)、消火訓練(一般市民、学童などが行う程度)、乗馬、ジョギング、スーパースライダー、スケート、聖火リレー、船上パーティー	サッカー、下草刈り、柔道、少年補導、消防団の訓練、植林、除草(草刈機など電動工具を使用する場合)、スキューバダイビング、スキー、スノーボード、相撲、自動車安全運転講習会、そり(スノーボードは除く)
た行	体力テスト、炊き出し、田植え、卓球、七夕祭り(笹の飾り付け程度)、ダンスパーティー、テニス、灯笼流し、ドッジボール、豚汁会、どんど焼き	体操競技、着衣水泳(防災訓練を準用)、ツーリング(自転車、自動二輪)、トライアスロン(水泳・自転車・マラソンの競争)、トランポリン	登山(ピッケルなどを使用する場合)、トライアスロン(スキー、ボートを含むもの)、ツーリング(自動車)、出初式、高飛び込み
な行	人形劇、納涼パーティー(船を使用しない場合)	軟式野球、納涼船、納涼大会(船を使用する場合)	日本拳法、熱気球搭乗、野焼き
は行	ハイキング、花火大会(市販程度の花火)、バーベキュー、バザー、バレーボール、バドミントン、飯ごうすいさん、ボウリング、ボート教室(手漕ぎボートを使用)、盆踊り	ハンドボール、バスケットボール、避難訓練・防災訓練(一般市民・学童が行う程度)、フットベースボール、ボートボール、豊漁祭(船から稚魚を放流する程度のもの)	バッテリーカー、廃品回収(空カン、ペットボトルの回収を除く)、フットサル、フリークライミング、ホッケー、防犯・防火パトロール、棒もて、ボディボード、盆踊りのやぐら組立・解体
ま行	まつたけ狩り、豆まき、水遊び、みかん狩り、模擬店、もちつき	マラソン、湖の氷上でのわかさぎ釣り、もち投げ祭り	祭り(山車・みこしに参加するもの、火祭りなど)、ミニサッカー
や行	やきいも会、雪かき(屋根などの高所作業を除く)	野球教室、遊覧船、ヨット教室	やぐらなどの組立・解体、山焼き、雪おろし、遊覧ヘリコプター、流鏑馬、ヨットレース
ら行	ラジオ体操、リズム体操、りんご狩り、リンボードダンス、料理教室、老人スポーツ大会	ライン下り(観光客対象程度)、陸上競技、ローラースケート	ラクロス、ラグビー、レスリング、レガッタ、ローラーホッケー
わ行	輪投げ、わら細工、綿菓子作り、わらび狩り	わかさぎ釣り(湖の氷上で行うもの)	

Bプラン (宿泊を伴う行事)

行事の種類は問いません。

※A1、A2が混在する行事はA2の取扱いになります。

※上記行事の例に記載のない行事につきましては、福祉保険サービスまたは日本興亜損保までお問い合わせください。

※「障害者スポーツ大会」「老人スポーツ大会」などについては、実施するスポーツ内容に照らし合わせて行事区分を決定します。(血圧測定、輪投げ、パン喰い競争程度のもはA1となります。)

加入申込手続き

①「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご署名(フルネーム)またはご捺印ください。

※法人の場合は必ずご記名・ご捺印ください。

※必ず「加入依頼書」に添付されている「重要事項説明書」および「ご契約内容確認事項(意向確認事項)」を受領・確認し、「個人情報の取扱いに関する説明事項」に同意した上でお申し込みください。

②所定の払込用紙(社協コードを必ず記入)を使用して、保険料を全国社会福祉協議会の指定口座にお振り込みください。

③「加入依頼書」の3枚目に所定の「振替払込受付証明書」を貼付し、最寄りの社会福祉協議会の確認印を取り付け、専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛にご送付またはご提出ください。**Bプラン(宿泊を伴う行事)の場合は、「参加者名簿」(氏名・満年齢の記載されたもの)を2部ご用意いただき、1部は社会福祉協議会にご提出、1部は加入依頼書に添付してご送付ください。**

④「加入依頼書」の4枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

加入手続き時の留意点

- 行事の開催日前日までに手続きを完了させてください。
- Aプランは、1行事ごとの延参加人数でご加入ください。(延参加人数=1日の参加者全員の人数×行事開催日数)
1行事とは…◎同一主催者が行う同一行事が連続して2日間以上にわたる場合にはこれを1行事とします。
◎ホームヘルパー養成講習会に限り、その全課程を1行事とみなします。
ただし、実習日のみの加入は各日を1行事とみなします。
- Aプランは、行事の内容により保険料が異なります。
開催する行事の内容を行事区分表に照らし合わせ、該当する区分にてご加入ください。
行事区分でご不明な点がございましたら福祉保険サービスまたは日本興亜損保^(注)までお問い合わせください。
- Aプランにおける1行事の最低加入人数は20名です。
したがって、1行事の最低保険料は、A1区分の場合560円、A2区分の場合2,520円となります。
- 共催で行われる行事の場合、共催者名を加入依頼書の「行事共催者」欄にご記入ください。
- 行事中止・延期・延長・短縮・参加者数の増加減少などの変更があった場合は、ただちに日本興亜損保までご連絡ください。
- Bプランの行事で宿泊日数の異なる参加者がいる場合、宿泊日数ごとに保険料を計算してください。(Bプランは最低加入人数はありません。)
- 1行事の同一参加者について、AプランとBプランの両方に加入することはできません。また宿泊を伴う行事にAプランで加入することはできません。

[名簿の取扱いについての大切なお知らせ]

参加者名簿の取扱いについて、改めてご確認ください。(従来と変更はありません。)

- Aプラン(宿泊を伴わない行事)の場合: 加入申込人は行事参加者名簿の備付けをしてください。

※加入申込時に名簿の提出義務はありませんが、事故発生時に名簿または参加証明書を提出できない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。なお、参加者人数の把握はできても、行事開催時までに参加者名簿の備え付けができない行事はご加入いただけません。

- Bプラン(宿泊を伴う行事)の場合: 加入申込手続き時に行事参加者名簿(氏名・満年齢が記載されたもの)を2部ご提出ください。

事故が起これたら

ただちに、次の事項を事故報告書*に記入し、日本興亜損保までご連絡ください。日本興亜損保より保険金請求に必要な書類・手続きをご案内します。

- ①事故発生の日時・場所
- ②事故の原因・状況
- ③ケガの程度・病院名(傷害事故)
- ④相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度(賠償事故)

※ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

※保険金請求権につきましては時効(3年)がありますのでご注意ください。

※賠償事故の場合、示談に際して日本興亜損保の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。

日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

*事故報告書はふくしの保険ホームページ(<http://www.fukushihoken.co.jp>)からダウンロードするか、最寄りの社会福祉協議会からお取り寄せください。

平成26年度から、ケガの補償の補償内容*および保険料の改定を行っています。本パンフレットの本文記載内容を必ずご確認ください。

*従来、お支払いする後遺障害保険金の額は、傷害保険独自に定めた後遺障害保険金支払区分表(3%~100%)に基づいて算出していましたが、この支払区分表を、政府労災保険に準拠した後遺障害等級表(第14級:4%~第1級:100%)に改定しています。

*手術保険金について、お支払いの対象となる手術の種類および保険金の額を改定しています。

*従来より保険金をお支払いしない場合として定めていた「酒酔い運転」について、道路交通法に基づく「酒気帯び運転」にまで拡大します。

- このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、福祉保険サービスまたは日本興亜損保にお問い合わせください。
- この保険契約は、普通傷害保険・行事参加者の傷害危険補償特約(Aプラン)・国内旅行傷害保険(Bプラン)・総合賠償責任保険(A・Bプラン)で構成されています。
- この保険契約は、下記の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っております。
引受保険会社は連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
【引受保険会社】日本興亜損害保険株式会社:70%<幹事保険会社>・株式会社損害保険ジャパン:15%・東京海上日動火災保険株式会社:15%
- 「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について
引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合、傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【平成25年11月現在】
※「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、日本興亜損保*までお問い合わせください。
- 保険金の代理請求人制度について
被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

日本興亜損保^(注)都道府県別担当一覧 (平成25年11月現在)

本制度の内容・事故などについては下記までお問い合わせください。

なお、平成26年4月以降、担当営業店およびその連絡先が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

都道府県	担当営業店	〒	住 所	電話番号	FAX
北海道	札幌法人営業部営業課	060-0001	札幌市中央区北一条西6-2	011-221-3201	011-209-0371
青森	青森支店青森支社	030-0823	青森市橋本1-7-2	017-777-7171	017-773-6676
岩手	岩手支店盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-11-17	019-624-1411	019-624-1483
宮城	仙台支店営業第二課	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35	022-298-2341	022-205-5904
秋田	秋田支店秋田支社	010-0921	秋田市大町3-3-15	018-823-1340	018-823-1384
山形	山形支店山形支社	990-0023	山形市松波1-1-1	023-624-5281	023-629-8702
福島	福島支店福島支社	960-8105	福島市仲間町9-16	024-523-3165	024-525-3065
茨城	茨城支店法人支社	310-0021	水戸市南町2-4-46	029-221-9101	029-221-0083
栃木	栃木支店宇都宮支社	320-0811	宇都宮市大通り1-1-11	028-627-8335	028-341-6695
群馬	群馬支店前橋支社	371-0023	前橋市本町1-4-4	027-221-4421	027-221-1801
埼玉	埼玉支店埼玉中央支社	330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-285-2	048-658-6513	048-658-6544
千葉	千葉支店千葉支社	260-0026	千葉市中央区千葉港8-4	043-247-7727	043-247-3221
東京	公務部医療・福祉法人課	100-8965	千代田区霞が関3-7-3	03-3593-6245	03-3593-7102
神奈川	横浜支店営業課	231-0007	横浜市中区弁天通5-70	045-201-6720	045-662-6859
新潟	新潟支店法人支社	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33	025-244-5202	025-244-5203
富山	富山支店富山支社	930-0029	富山市本町3-21	076-441-3717	076-441-4261
石川	北陸支店営業第二課	920-8558	金沢市香林坊1-2-21	076-231-3293	076-260-4064
福井	福井支店福井支社	910-0006	福井市中央3-6-2	0776-21-6084	0776-21-6089
山梨	山梨支店甲府支社	400-0858	甲府市相生1-4-23	055-237-7332	055-226-8926
長野	長野支店長野支社	380-0816	長野市三輪武井1313-11	026-235-8050	026-235-8057
岐阜	岐阜中央支店岐阜中央支社	500-8685	岐阜市金町5-20	058-266-8370	058-200-0380
静岡	静岡支店静岡支社	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2	054-254-1362	054-669-8478
愛知	名古屋企業営業部第三課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9419	052-231-9492
三重	三重支店津支社	514-0004	津市栄町3-115	059-225-8414	059-228-1097
滋賀	滋賀支店滋賀支社	520-0806	大津市打出浜3-20	077-523-3130	077-522-2078
京都	京都支店法人支社	604-8152	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671	075-252-3054	075-252-3064
大阪	大阪企業営業第二部第一課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7555	06-6459-1422
兵庫	神戸支店法人支社	650-0023	神戸市中央区栄町通3-3-17	078-333-2682	078-333-2646
奈良	奈良支店奈良支社	630-8115	奈良市大宮町6-2-8	0742-36-9700	0742-36-0136
和歌山	和歌山支店和歌山支社	640-8331	和歌山市美園町3-32-1	073-431-3421	073-435-3701
鳥取	山陰支店鳥取支社	680-0822	鳥取市今町2-112	0857-23-6231	0857-27-6232
島根	山陰支店松江支社	690-0007	松江市御手船場町549-1	0852-22-3773	0852-22-7448
岡山	岡山支店岡山支社	700-0913	岡山市北区大供1-2-10	086-225-2082	086-227-0897
広島	広島支店法人支社	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-22	082-247-7064	082-542-5597
山口	山口支店山口支社	753-0076	山口市泉都町7-11	083-922-5514	083-923-8053
徳島	徳島支店徳島支社	770-8525	徳島市かちどき橋1-25	088-654-4141	088-625-3904
香川	高松支店法人支社	760-0027	高松市紺屋町1-6	087-825-0959	087-825-0974
愛媛	愛媛支店松山支社	790-0011	松山市千舟町4-6-3	089-932-2235	089-932-2291
高知	高知支店高知支社	780-0870	高知市本町2-1-6	088-824-1717	088-802-4005
福岡	福岡支店営業課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	092-481-5573	092-233-1630
佐賀	佐賀支店佐賀支社	840-0804	佐賀市神野東1-3-18	0952-24-1271	0952-25-1291
長崎	長崎支店長崎支社	850-0033	長崎市万才町3-16	095-826-0274	095-825-7624
熊本	熊本支店熊本支社	860-0806	熊本市中央区花畑町10-26	096-355-0351	096-359-6463
大分	大分支店大分支社	870-0027	大分市末広町2-10-22	097-534-7070	097-534-8722
宮崎	宮崎支店宮崎支社	880-0805	宮崎市橋通東5-3-10	0985-27-5119	0985-28-3658
鹿児島	鹿児島支店鹿児島支社	890-0053	鹿児島市中央町11	099-250-7728	099-803-0588
沖縄	沖縄支店那覇支社	900-0015	那覇市久茂地3-21-1	098-862-4087	098-862-3586

団体契約者



〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-7851

引受損害保険会社

(幹事会社) 日本興亜損害保険株式会社

公務部医療・福祉法人課 (平成26年3月まで)
医療・福祉開発部 第三課 (平成26年4月から)
(連絡先は変更ありません。)

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

TEL 03-3593-6245 FAX 03-3593-7102

(受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。))

株式会社損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険株式会社
(注)

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

お問合せは

取扱代理店

株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

(受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、12/29~1/3を除きます。))